

収支差額金分配規程

	1989年8月16日	許	可
	1998年7月30日	變更	許可
	2001年10月2日	届	出
一部變更	2003年8月20日	届	出
一部變更	2013年7月11日	届	出
一部變更	2016年3月8日	届	出

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

収支差額金分配規程

(目的)

第1条 この規程は、著作権信託契約約款第16条第4項に定める収支差額金に関して、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第3号の分配方法を定めることを目的とする。

(分配方法)

第2条 収支差額金は、当該収支差額金が生じた事業年度における著作物使用料分配規程第11条第2項に定めるカラオケ社交場分配基金及びカラオケ歌唱室分配基金並びに同規程第15条第1項に定めるNHK放送分配基金、民放ラジオ（地上波）放送分配基金及び民放テレビ（地上波）放送分配基金の額により按分し、翌年度の当該基金に合算して、受益者に分配する。

(分配の時期)

第3条 前条の規定に基づき基金の額により按分した収支差額金は、それぞれ3等分し、9月、12月及び3月の各分配期に分配する。

附 則

この規程は、許可の日から施行する。

附 則

この規程は、許可の日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2013年8月1日から施行する。

2 2013年12月31日までの間は、第1条中「第16条」とあるのは、「第17条」とする。

附 則

この規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して6か月を経た日から施行し、2016年9月分配期から適用する。